前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第十八条の二第一項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第五項の規定により次のように公告します。

一、名称　株式会社セレモニー宮崎

二、代表者の氏名　大瀧　光好

三、本店の所在地　宮崎県宮崎市錦町六番一一号

四、許可年月日　平成元年六月二十四日

五、廃止した営業所又は代理店の名称及び所在地並びにその廃止の年月日

福村　咲樹（代理店）　宮崎県宮崎市天満一―一一五コアハイム天神一〇三号　平成二十四年十月三十一日

飯野　舞（代理店）　宮崎県宮崎市恒久六八一八―三ル・ソレイユ二〇二　平成二十五年九月二十日

丸山亜由美（代理店）　宮崎県宮崎市神宮東三丁目八―五小山ハイツI―四〇二　平成二十五年九月二十日

林田　弘子（代理店）　宮崎県延岡市富美山町三二一―一　平成二十五年九月三十日

岡田　美紀（代理店）　宮崎県宮崎市新別府町城元一九〇―九　平成二十五年九月三十日

稲付　聡子（代理店）　宮崎県都城市妻ヶ丘町二三―一七山田アパート一〇一　平成二十五年十月四日

牧野　ユキ（代理店）　宮崎県宮崎市大王町五九番地クリオ九〇―五〇三号　平成二十五年十月三十一日

岡田美由紀（代理店）　宮崎県宮崎市月見ヶ丘四丁目二四―八　平成二十五年十月三十一日

石川　利江（代理店）　宮崎県宮崎市中村東一―六―一九ベルハウス二〇二号　平成二十五年十月三十一日

伊福亜由美（代理店）　宮崎県都城市栄町四七五六―四第五年見マンション五三二　平成二十五年十一月二十二日

鈴木　美穂（代理店）　宮崎県都城市甲斐元町一九―四　平成二十五年十二月十日

深瀬　直美（代理店）　宮崎県宮崎市花ヶ島町屋形町一二三五　平成二十五年十二月二十七日

小路さやか（代理店）　宮崎県宮崎市中村東三丁目一―二三高城第二ビル五〇二　平成二十五年十二月三十一日

河野　悦子（代理店）　宮崎県宮崎市月見ヶ丘六丁目七番六―三　平成二十六年一月三十一日

大久保ひとみ（代理店）　宮崎県宮崎市源藤町三四九―一フレンドハウスONO一〇〇二号　平成二十六年二月二十八日

井上伊久子（代理店）　宮崎県宮崎市生目台西四―四―一一　平成二十六年二月二十八日

河中奈穂美（代理店）　宮崎県宮崎市大字島之内七六二八―四　平成二十六年二月二十八日

三浦由美子（代理店）　宮崎県宮崎市月見ヶ丘四丁目四―九ムーンヒルズ一〇二号　平成二十六年三月三十日

今井真貴子（代理店）　宮崎県宮崎市神宮西一丁目九三―一　平成二十六年五月十六日

後藤　恵里（代理店）　宮崎県宮崎市佐土原町下田島一九七三二―五三メゾンフルールB棟二〇一　平成二十六年五月二十三日

山本　優香（代理店）　宮崎県北諸県郡三股町樺山四五四一―一　平成二十六年五月三十日

早田　眞樹（代理店）　宮崎県延岡市伊達町三丁目五八四四―一商和ビル五〇八　平成二十六年五月三十一日

田口　佳樹（代理店）　宮崎県西諸県郡高原町大字西麓九八六　平成二十六年七月二十日

柏本　清美（代理店）　宮崎県宮崎市大坪西一丁目九―一二　平成二十六年八月三十一日

森野久美子（代理店）　宮崎県宮崎市権現町四四岡田コーポ三一号　平成二十六年八月三十一日

永富　美岐（代理店）　宮崎県宮崎市吉村町江田原甲二〇七―一五　平成二十六年九月三日

水田　素美（代理店）　宮崎県宮崎市大塚町小原田二一〇七番地一　平成二十六年九月三十日

中武由美子（代理店）　宮崎県宮崎市佐土原町下那珂七七三二　平成二十六年十月八日

徳丸　大美（代理店）　宮崎県都城市中原町一九―六　平成二十六年十二月八日

細川　美香（代理店）　宮崎県東臼杵郡門川町加草一五八一―七県営住宅二〇一棟三〇四　平成二十六年十二月三十一日

竹之内春菜（代理店）　宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田一一一六　平成二十七年一月三十一日

那須ナルミ（代理店）　宮崎県宮崎市月見ヶ丘五丁目一一―六　平成二十七年二月二十七日

池田　三幸（代理店）　宮崎県宮崎市吉村町大田ヶ島甲四〇三―四ファミールフェニックス一〇三　平成二十七年二月二十七日

小八重麻里（代理店）　宮崎県宮崎市学園木花台北三丁目一番地県住二二棟六号　平成二十七年二月二十八日

六、営業保証金の額　金百七十万円

七、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十七年四月三十日

宮崎県宮崎市錦町六番一一号

株式会社セレモニー宮崎

代表取締役　大瀧　光好

債権申出の公告（第一回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、平成二十七年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

三重県桑名市多度町御衣野二〇〇〇番地

三重富士通セミコンダクター株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

中島　福幸

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

大阪府寝屋川市木田元宮一丁目一番一号

エクセディ企業年金基金

清算人　諫早　和弓

債権申出の公告（第三回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十七年三月三十一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

千葉県船橋市山野町四七番地一

株式会社横河技術情報企業年金制度

清算人　服藤　善郎

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は、規約型企業年金へ移行することにより、平成二十七年四月一日、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定による解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月三十日

東京都中央区明石町八番一号

三機工業企業年金基金

清算人　本川　忠行

第１期決算公告

平成27年4月30日

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号
東京共同会計事務所内

IVORY INSIGHT SDN BHD

日本における代表者　古田　謙一

貸借対照表の要旨

（平成26年12月31日現在）

（単位：マレーシア・リンギット）

科目		金額
資産の部	流動資産	2
	合計	2
負債及び純資産の部	流動負債	13,505
	資本金	2
	累積損失	13,505
	合計	2